

最高裁秘書第5612号

令和元年11月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

9月5日付け（同月9日受付、第014271号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

69期までの司法修習生につき、居住地から他県の実務修習地に電車・バスで通勤していた者に対しては旅費法上の「鉄道費」「車費」を毎日支出し、実務修習地管内に居住していた者に対しては旅費法上の「日当」に含まれる域内交通費を支出していたことが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）